

第2章

知的所有権問題と途上国

はじめに——ウルグアイ・ラウンドと知的所有権問題

ウルグアイのプンタ・デル・エステで開かれたGATT閣僚会議は、1986年9月20日、プンタ・デル・エステ宣言を採択し、4年間にわたるウルグアイ・ラウンドが開始された⁽¹⁾。今回の多国間貿易交渉（ウルグアイ・ラウンド）は、第1章で述べられているように、これまでの多国間貿易交渉とは異なり、関税や非関税障壁の問題だけではなく、サービス貿易、貿易関連投資措置とならんで知的所有権問題の三つが新しい交渉分野として採り上げられた。知的所有権問題を交渉項目にするについてはアメリカの強い意志が働いていたことはよく知られている。本章では、アメリカが強く主張した知的財産の権利化の背景を踏まえつつ、途上国の経済開発の促進という観点から、知的所有権問題を分析する。

ウルグアイ・ラウンドにおける知的所有権問題は、正式には「不正商品貿易を含む知的所有権の貿易的側面」(TRIP : trade-related aspects of intellectual property rights, including trade in counterfeit goods)として交渉対象項目に入っており、その内容は、(1)国際貿易における歪みを低減させるために知的所有権の適切な保護の必要性を考慮し、それが正当な貿易の障害とならないようにGATT規定を明確にし、適切な規定を作成する、(2)不正商品貿易に関する規定を作る、(3)この問題を扱っている世界知的所有権機関(WIPO)などの活動を妨げない、の3点にまとめることができる⁽²⁾。

知的所有権は大きく分けて、特許、実用新案、意匠、商標、サービスマークといった工業所有権と、著作権の二つから成るが、長期の経済発展の枠組みで考えるときには、特許、半導体のレイアウト、コンピュータ・ソフトウェアといった工業化に深く関連するものが問題となるだろう⁽³⁾。たしかに、ECなどが重視しているように不正商品貿易の問題は国際貿易の歪みであることは間違いない。しかし、この問題は、特許など、直接的に技術開発、技術移転の関係する問題のルール作りと比較すれば、相対的には途上国が合意できるルールを作ることは難しくないと考えられる⁽⁴⁾。

以下、第1節では知的所有権問題の背景として、アメリカにおけるハイテク産業の国際競争力低下、アメリカ企業に対する知的所有権侵害の実態、知的所有権関連サービス貿易収支の動向を概観し、続く第2節では、知的所有権問題に関するアメリカと途上国の軋轢の実例を見、知的所有権問題に対する途上国の立場をマンデイト論との関係で論じ、最後に、以上の分析に基づいて、知的所有権問題に対し、日本はどのように対応すべきかを考える。

第1節 知的所有権問題の背景

先に述べたように、アメリカはウルグアイ・ラウンドで知的所有権問題を交渉項目に入れることを強く主張した。その背景には、アメリカのハイテク産業の国際競争力低下という背に腹はかえられない現実と、知的所有権の侵害による被害がかなりの額になるという事実、そして、知的財産関連サービス貿易で圧倒的な国際競争力を持つという現実が存在する⁽⁵⁾。

1. アメリカにおけるハイテク産業の国際競争力低下

アメリカの輸出産業といえば、農産物とハイテク製品という常識が長く続いた。コンピュータや航空機に象徴されるような技術集約的産業にアメリカ

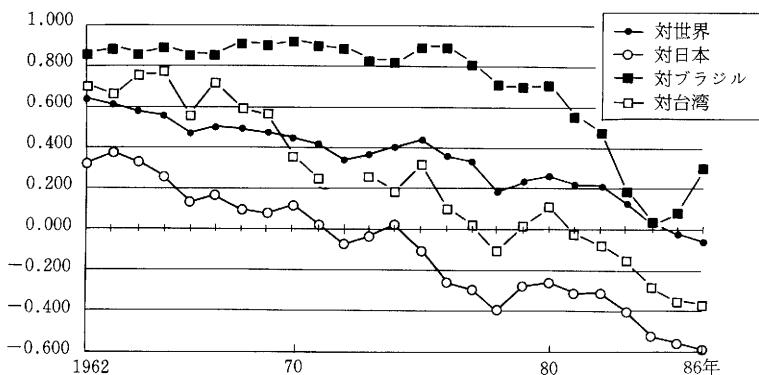
は長く比較優位を持っていたのである。すなわち、アメリカはハイテク製品についていえば圧倒的な輸出超過であった。このような状況が維持できていれば、なにも知的所有権問題などを多国間貿易交渉の場に持ち出さなくてもよかつたのである。しかし、アメリカのハイテク産業の絶対的優位という常識は急速に崩れつつある⁽⁶⁾。

アメリカの貿易赤字が定着したのは1976年である。その年の貿易赤字は95億ドルであった。翌77年にはアメリカの貿易赤字は300億ドルを超えた、82年まで300億ドル前後を推移していたアメリカの貿易赤字は83年に670億ドルと大幅に上昇し、84年には1000億ドルを超え87年には1600億ドルにも達したのである⁽⁷⁾。これに対し、ハイテク貿易収支はこの間一貫して黒字を計上しており、74年から83年までの10年間連続して100億ドル以上の黒字を記録している。80年には全体の貿易赤字255億ドルに対し、ハイテク貿易収支は史上最高の208億ドルの黒字を記録したし、1125億ドルの貿易赤字を記録した84年にもハイテク貿易収支は33億ドルの黒字であった⁽⁸⁾。

アメリカでは、1960年代初めからハイテク輸出の総輸出に占める割合は緩やかながら傾向として上昇しており、60年代初めには20%程度であったハイテク輸出シェアが86年には全体の3分の1を占めるようになった。これに対し、ハイテク輸入の総輸入に対するシェアは70年代は10~12%であったものが80年代に入って上昇し始め、86年には20%弱にまで上昇したのである。上で述べたように、84年まで一貫して黒字できたハイテク貿易収支もついに85年に27億ドルの赤字に転落し、翌86年は80億ドルと赤字幅が拡大してきている。

アメリカのハイテク産業の国際競争力の推移を見るために、事後的な国際競争力の最も簡単な指標である純輸出比率の変化を見てみよう。純輸出比率は純輸出(輸出-輸入)を総貿易額(輸出+輸入)で割った比率で、マイナス1からプラス1の範囲を変化する。マイナスは純輸入を、プラスは純輸出を意味し、数値の上昇は国際競争力の上昇を、数値の低下は国際競争力の低下を示すと解釈できる。純輸出比率は事後的な国際競争力変化のトレンドを見る

第1図 アメリカのハイテク製品純輸出比率の推移



(注) 1972年の台湾のデータはとれない。

(出所) アジア経済研究所のAIDXTより。

には便利な指標だが、貿易の絶対額が指標に反映されない点に注意しなくてはならない。第1図は1962年から86年までの対世界、対日本、対ブラジル、対台湾のアメリカのハイテク製品純輸出比率の推移を見たものである⁽⁹⁾。

先にも述べたように、また第1図からも分かるようにアメリカ全体のハイテク貿易は1984年まで一貫して輸出超過であった。アメリカ全体のハイテク製品純輸出比率は65年まではプラス0.5を上回っており、80年でも0.256であった。しかしアメリカのハイテク貿易は85年についに輸入超過に転落したのである。

次に国別のアメリカのハイテク貿易を見てみよう。アメリカの対日ハイテク製品純輸出比率は傾向的に低下してきており、ハイテク製品の国際競争力が低下してきていることを物語っている。アメリカの対日ハイテク貿易は、71年まで一貫してアメリカの輸出超過であったが、アメリカの対日ハイテク貿易の純輸入傾向が定着した75年以降も80年まではマイナス0.1からマイナス0.4の間を推移していたアメリカの対日ハイテク製品純輸出比率は80年代にはいって大幅に低下し、86年にはマイナス0.582にまで低下してしまった。

アメリカが日本に対してハイテク分野の国際競争力を失いつつあることは十分想像できることだが、第1図に示したブラジル、台湾といったNIESに対してもハイテク分野の国際競争力を急速に失いつつあるという事実は印象的である。まずブラジルについて見てみよう。1970年代までアメリカはブラジルに対してハイテク分野で強い国際競争力を維持していた。アメリカのブラジルに対するハイテク製品純輸出比率は80年まではプラス0.7よりも大きかった。それが84年には0.041とアメリカはブラジルに対するハイテク貿易でほぼ均衡するに至ったのである。もちろん、アメリカの対ブラジル貿易は対日貿易と比べると規模は小さい。

図から分かるように、アメリカのブラジルに対するハイテク製品国際競争力は1980年代に入って急速に低下しているが、かろうじてアメリカの出超である。これに対して、対台湾ハイテク貿易では純輸入基調が80年代に入って定着したようである。アメリカの対台湾ハイテク製品純輸出比率は60年代から傾向的に低下しており、70年代に入って急速に低下している。81年からは一貫してアメリカの入超で、86年の純輸出比率はマイナス0.365にまで低下した。アメリカの対台湾貿易は対ブラジル貿易よりも規模は大きい。

第1図には示していないが、アメリカは、韓国、マレーシア、タイとのハイテク貿易でも急速に国際競争力を失いつつある。まず韓国について見ると、アメリカの対韓国ハイテク製品国際競争力は1960年代末から急速に低下してきている。67年まで0.9より大きかったアメリカの対韓国ハイテク製品純輸出比率は、72年に大きく低下し、85年にはアメリカの輸入超過に陥った。86年の対韓国純輸出比率はマイナス0.15にまで低下してきている。

アメリカはマレーシアとのハイテク貿易でも、1973年から国際競争力が急速に低下してきている。アメリカの対マレーシア・ハイテク製品純輸出比率は、他の国の場合と同様、72年まではほぼプラス0.9以上でアメリカがマレーシアに対し圧倒的な国際競争力を維持していたものが、翌73年にプラス0.171と急激に純輸出比率が低下し、78年には早くも輸入超過になり、以後一貫してアメリカの輸入超過である。アメリカの対マレーシア・ハイテク製品純輸

出比率は86年にはマイナス0.525にまで低下している。これはおそらくアメリカの半導体メーカーなどが70年代前半に大挙してマレーシアに進出したことの結果だと考えられる。70年代初めにアメリカが行った「世界の半導体産業適性地調査」でマレーシアが最適地とされ、多くのアメリカの半導体メーカーがマレーシアに進出した。71年にナショナル・セミコンダクターがペナンに進出したのを皮切りに、インテル、モトローラ、TIなどアメリカの大手半導体メーカーがこぞってマレーシアに進出し、輸出数量だけ見ると、マレーシアは世界有数の半導体輸出国になったのである⁽¹⁰⁾。

タイについてもマレーシアとパターンは同様で、アメリカのタイに対するハイテク製品純輸出比率は1975年まではプラス0.9以上であったものが、80年には0.516、84年には0.266と低下し、86年にはわずかではあるが輸入超過に陥っている。ただし、マレーシア、タイからのアメリカのハイテク製品輸入の絶対額はNIESからの輸入ほどは大きくない。

2. アメリカ企業に対する知的所有権侵害の実態

先にも述べたように、知的所有権の保護を最も熱心に主張しているのはアメリカである。それでは、知的所有権の保護が不備であることによってアメリカはどれくらいの被害を受けているのだろうか。その実態を、フォーチュン500社を含む736社のアメリカ企業へのアンケート調査によるITCレポートに拠って見てみよう⁽¹¹⁾。このレポートで対象とした知的所有権は、著作権、特許、商標、トレード・シークレット、半導体レイアウト、内部技術データである。

回答を寄せた431社のうち269社は、知的所有権は自分の会社にとって重要であると回答している。そのうち245社の売上げ額は1兆1140億ドルで、その8割が知的所有権に直接影響を受けるとしている。回答を寄せた企業によると、知的所有権の保護が不十分であるがゆえに1986年で238億ドルの被害を被っており、これは売上げの2.7%に当たるという。この被害を産業別に見た

ものが第1表に示されている。ハイテク産業、とりわけ不正商品の出やすいハイテク部門などでの被害額が大きいことが、表から分かる。

雇用に対する影響はどうかというと、アメリカ全体で、5000人余りの雇用が知的所有権の保護が不十分であるがゆえに失われており、コンピュータ・ソフトウェアと化学産業でそれぞれ1300人余り、さらに、繊維・衣服、産業・農業機械、エレクトロニクス、建設資材産業などで500～600人程度の雇用が失われている。

第1表 産業別に見たアメリカ企業の受けた知的所有権侵害による被害額(1986年)
(単位:100万ドル, かっこ内%)

	被 害 額
科学・写真	5,090 (21.3)
コンピュータ・ソフトウェア	4,130 (17.3)
エレクトロニクス	2,288 (9.6)
自動車およびその部品	2,194 (9.2)
娯楽	2,060 (8.6)
医薬品	1,909 (8.0)
化学	1,334 (5.6)
石油精製および関連産業	1,295 (5.4)
建設資材	739 (3.1)
木製品	665 (2.8)
産業・農業機械	622 (2.7)
ゴム製品	511 (2.1)
金属および金属製品	292 (1.2)
繊維・衣服	251 (1.1)
出版・印刷	128 (0.5)
航空機	120 (0.5)
食品・飲料	86 (0.4)
その他	151 (0.6)
合計	23,845 (100.0)

(出所) United States International Trade Commission, *Foreign Protection of Intellectual Property Rights and the Effect on U.S. Industry and Trade (Report to the United States Trade Representative, Investigation No. 332-245, Under Section 332(g) of the Tariff Act of 1930)*, Washington, D.C., United States International Trade Commission, January 1988, p. 4-3.

相手国別、分野別に見ると、著作権の保護が不十分な国は52カ国に上り、とくに悪いとされたのは、台湾、ブラジル、韓国、インドネシア、アルゼンチンの5カ国である。特許の保護が不十分とされたのは122カ国で、多くの企業がメキシコ、ブラジル、台湾、韓国、日本などにおける不十分な保護を指摘している。商標の保護が不十分とされたのは66カ国、メキシコ、台湾、ブラジル、韓国、インドネシアなどへの不満が強い。トレード・シークレットについては47カ国、不評なのは、これもメキシコ、韓国、ブラジル、台湾、中国、日本などである。半導体レイアウトについては、生産国が少ないこともあって、その保護が不十分とされたのは26カ国で、韓国、西ドイツ、日本への不満が強い。内部技術データについては、40カ国、ブラジル、韓国、インド、中国、メキシコ、台湾などがとくに指摘されている。

知的所有権の保護が不十分であるがゆえの被害額を国別に見ると、1986年で1億ドル以上の被害を被ったとされる国は14カ国ある(第2表)。台湾の7億

第2表 国別に見た知的所有権の侵害によるアメリカ産業被害額
と被害の大きい産業(被害額1億ドル以上)

(単位:100万ドル)

	被害額	産業
台 湾	753	コンピュータ、出版、エレクトロニクス
メ キ シ コ	533	レコード・テープ、コンピュータ
韓 国	496	出版、コンピュータ、エレクトロニクス
ブ ラ ジ ル	426	コンピュータ、エレクトロニクス、映画、出版
中 国	420	レコード・テープ
カ ナ ダ	367	映画
イ ン ド	244	レコード・テープ、コンピュータ
日 本	192	映画
ナ イ ジ ェ リ ア	158	レコード・テープ、出版
香 港	154	
サウジアラビア	131	レコード・テープ
印 度 ネ シ ア	130	レコード・テープ、出版、エレクトロニクス
イ タ リ ア	110	映画
ス ペ イ ン	103	レコード・テープ、映画

(出所) 第1表に同じ (p. 4-16)。

5000万ドルを筆頭にメキシコ5億3000万ドル、韓国5億ドル、ブラジル4億3000万ドル、中国4億2000万ドルと続いている。被害額の大きい産業としては、第1表からも推察できるように、コンピュータ、エレクトロニクス、映画、出版、レコード・テープといったものが大きい。

3. 知的所有権関連サービス貿易収支の動向

第1節の1ではアメリカのハイテク製品純輸出比率を見ることによって、いわば技術が体化した財の国際競争力を見てきた。ここではもっと直接的に、特許料とか、ライセンス料といった知的所有権関連サービス貿易収支を見るにしよう。第3表には、主要先進国の知的所有権関連サービス貿易の純収入比率の推移が示されている。ここで純収入比率というのは、先の第1図に示した純輸出比率のアナロジーで、知的所有権関連サービス貿易の純収入（特許料などの受取り額から支払い額を引いたもの）を知的所有権関連サービス貿易合計（受取り額+支払い額）で割ったもので、純輸出比率同様マイナス1からプラス1の範囲を変化する。マイナスは支払い超過を、プラスは受取り超過を意味する。

表から、知的所有権関連サービス貿易でのアメリカの圧倒的な受取り超過を知ることができる。アメリカの純収入比率は大体プラス0.7前後を推移して、ほぼ横ばいであり、ハイテク製品の純輸出比率とは異なり、低下傾向は見られない。アメリカ以外では、イギリスがかろうじて受取り超過であるが、純収入比率は0と0.1前後を推移していて、アメリカとは比較にならない。他の主要先進国はどこも支払い超過になっており、緩やかではあるが上昇傾向が見られるのは、わずかにオーストラリアと日本の2カ国にすぎない。

絶対額でもアメリカは群を抜いて大きく、1985年の知的所有権関連サービス貿易の受取り額、支払い額は、それぞれ、58億ドル、8億ドルであった。他の先進国の受取り額、支払い額を見ると、それぞれ、日本7億ドル、24億ドル、西ドイツ6億ドル、12億ドル、フランス5億ドル、10億ドル、イギリ

第3表 主要先進国における知的所有権サービス貿易純輸出比率の推移

年次	アメリカ	日本	西ドイツ	フランス	イギリス	イタリア	ベルギー	オランダ	スウェーデン	オーストラリア
1970	0.709	-0.765	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	-0.220	n.a.	-0.492	-0.815
1971	0.722	-0.770	-0.461	n.a.	n.a.	n.a.	-0.260	n.a.	-0.536	-0.982
1972	0.708	-0.773	-0.401	n.a.	n.a.	n.a.	-0.346	n.a.	-0.500	-0.894
1973	0.689	-0.778	-0.470	-0.482	n.a.	n.a.	-0.308	-0.211	-0.327	-0.932
1974	0.748	-0.738	-0.417	-0.445	0.103	-0.210	-0.348	-0.253	-0.543	-0.971
1975	0.696	-0.662	-0.440	-0.450	0.069	-0.413	-0.292	-0.269	-0.481	-0.859
1976	0.704	-0.641	-0.452	-0.480	0.134	-0.602	-0.302	-0.321	-0.394	-0.908
1977	0.728	-0.657	-0.469	-0.316	0.127	-0.280	-0.305	-0.278	-0.284	-0.869
1978	0.705	-0.612	-0.443	-0.323	0.116	-0.294	-0.333	-0.271	-0.343	-0.864
1979	0.670	-0.597	-0.448	-0.307	0.136	-0.202	-0.333	-0.262	-0.336	-0.895
1980	0.747	-0.579	-0.409	-0.349	0.101	-0.199	-0.405	-0.273	-0.397	-0.728
1981	0.775	-0.561	-0.367	-0.314	0.125	-0.153	-0.373	-0.272	-0.327	-0.811
1982	0.787	-0.517	-0.330	-0.411	0.100	-0.208	-0.370	-0.289	-0.497	-0.711
1983	0.758	-0.554	-0.333	-0.215	0.124	-0.226	-0.289	-0.279	-0.171	-0.646
1984	0.705	-0.532	-0.314	-0.345	0.064	-0.237	-0.310	-0.323	-0.472	-0.612
1985	0.746	-0.531	-0.323	-0.316	n.a.	-0.208	-0.376	-0.443	-0.429	-0.476

(注) 国によって知的所有権サービスの定義が若干異なる。

(出所) OECD, *Member Countries Data on Trade in Services*, 1987.

ス10億ドル、9億ドル(1984年)、イタリア10億ドル、15億ドルであった。

第2節 知的所有権問題に関するアメリカと途上国の軋轢

1. 韓国に対するアメリカの圧力

知的所有権問題におけるアメリカ政府の保護主義的、場合によっては帝国主義的とも言いうる対応は、米韓の通商摩擦に典型的に表れている。1986年7月に締結された米韓通商協定に合わせるべく、韓国政府は、86年12月知的所有権法(工業所有権法、著作権法)を改正し、87年7月から施行した⁽¹²⁾。

ここで問題とさるべきは、アメリカが改正法の運用にあたって自国民・自國企業に対する特別優遇措置を求めて韓国に加えた理不尽な圧力である。その内容は、(1)改正特許法施行時点で、韓国特許庁に係属しているアメリカ人の製法特許出願は物質特許に切り替えることを認める、(2)改正著作権法施行前10年間にアメリカで取得した著作権に係わる著作物は、行政指導で韓国内での無断複製を禁止する、(3)コンピュータ・プログラムについても新コンピュータ・プログラム保護法の施行前5年間にアメリカ人が創作あるいは公表したものに対して同様の保護を与える、といった3点である⁽¹³⁾。このような遡及実施は韓国の憲法にも抵触する。さらに、アメリカ人・アメリカ企業だけに対する特別優遇措置は無差別・互恵の原則に立つGATTの精神・規定にも反するものである。

これは、通商法301条の威しによって韓国政府がのまされた特例措置であることは言うまでもない。このような、なりふり構わないアメリカの態度は、決して容認すべきことではなく、機会あるごとに日本政府は、その不当性を指摘すべきである。

2. ブラジルとアメリカのソフトウェア摩擦

アメリカは1985年9月から通商法301条に基づいて、ブラジルのコンピュータ・ソフトウェア産業における不公正慣行調査を開始し、86年10月、ブラジルのコンピュータ・ソフトウェアの知的所有権保護が不十分であると結論を下した。しかし直ちに報復措置を発動せず、その改善を見るため二国間交渉を続け、報復の実施を見合させていたが、改善が進まないとして、87年11月、通商法301条による報復を発表した。これによると、ブラジルでのコンピュータ・ソフトウェア部門の市場閉鎖性など、知的所有権保護が不十分であることによるアメリカ企業の被害額は1億500万ドルに上ると推定されている。この被害を相殺するためアメリカは、ブラジルからの一部の製品輸入に相殺関税を課し、コンピュータ関連製品の一部を輸入禁止にすると発表した。

このアメリカの経済制裁措置の背景には、アメリカ・マイクロソフト社のパソコン用OS「MS-DOS」と類似のソフトウェアが、ブラジルで「シスネ」という商品名で販売されていたという問題がある。これに対しブラジルは、当初ナショナリズムを背景に提案した知的所有権保護期間の短い「ソフトウェア法案」を放棄し、「著作権法」とリンクした形に改めて、アメリカに妥協した。そこでは、知的所有権の保護期間を25年とし、国産ソフトウェア保護が依然として前面に出てはいるものの、これまで野放しにされていたアメリカのソフトのコピー販売が禁止されることとなった⁽¹⁴⁾。

アメリカはさらに1988年10月20日、医薬品の特許侵害に対し、通商法301条による制裁措置を発動した。アメリカの企業が医薬品の特許侵害によって被った被害額を年間390万ドルと推定し、アメリカは、ブラジルからの医薬品、エレクトロニクス製品、紙製品に100%の相殺関税を課すことを発表した。これに対し、ブラジルは、このアメリカの政策はウルグアイ・ラウンドでのスタンド・スタイルの約束に反すると非難し、インド、エジプト、その他いくつかのラテンアメリカ諸国が、ウルグアイ・ラウンドを有利に進めようとするアメリカの二国間交渉による途上国への圧力を非難し、ブラジル支持の態度を表明した⁽¹⁵⁾。

3. アメリカとタイの知的所有権摩擦⁽¹⁶⁾

アメリカは、タイに対しても知的所有権問題で二国間の圧力をかけている。具体的には、アメリカ企業の知的所有権保護のために、知的所有権関連法の制定・修正をしなければ、タイに対して供与している特恵関税を停止するというものである。その法的根拠は、アメリカの1984年通商法第502条に定める特恵供与の三つの条件である。それは、(1)特恵関税の利益を受ける国は知的所有権を適切に保護しなくてはならない、(2)アメリカの製品に対し市場を開放しなくてはならない、(3)国際的に認められた労働者の権利を守らなくてはならない、の3点である。これに対し、87年にアメリカの民間機関から三つ

の問題が指摘された。そのうち二つ、すなわち、医薬品の特許保護が不十分であること、コンピュータ・ソフトウェアを含む著作権の保護の不備の問題が通商法第502条と関連して採り上げられた。

アメリカは、1989年1月19日、タイに対して4品目の特恵供与を停止することを決定した⁽¹⁷⁾。大きな争点は3点である。第1は、コンピュータ・ソフトウェアの保護など著作権保護の問題である。これに対するタイ政府の立場は、関連の国際条約に照らしてタイが自主的に法を定めるというものである。国際条約に照らして、タイの著作権保護が不備であれば、アメリカは自国が強く主張したウルグアイ・ラウンドでの知的所有権交渉で議論すればよいのではなかろうか。二国間ベースで特恵停止を圧力に改正を迫るというアメリカの姿勢の影に、アメリカの背に腹はかえられない現実が見え隠れする。アメリカはこれまで、安全保障上の問題を除いては、途上国に対し、このような圧力をかけることはなかった。それが、第1節で分析したような現実のもと、如何ともしがたい状況に陥っているのである。

第2の争点は、特許法の改正問題である。この点に関し、アメリカは先に述べた韓国に対するのと同じ圧力をタイ政府にかけている。すなわち、製法特許から物質特許への転換とアメリカに対する優遇措置である。このような圧力は、とても対等な二国間交渉とは思えない。さらにここでも、GATT交渉とは切り離して特許法の改正を1990年末までに実施するように圧力をかけている。第3の点は、医薬品の保護の問題で、アメリカは経過措置として、5年間の独占権を要求しているという。これとても理不尽な要求であることは言うまでもない。

4. 知的所有権問題に対する途上国の立場——マンディト論とその背景——

1988年12月5日から9日にかけて、モントリオールでウルグアイ・ラウンドの中間レビューが行われたが、知的所有権の貿易関連側面(TRIP)の交渉は合意できなかった。先進国側は、知的所有権の保護規範(どのような権利を

どのように何時まで保護するか)と、執行(知的所有権侵害の取締り)の双方に関する国際的ルール作りをすべきであると主張した⁽¹⁸⁾。途上国側は、知的所有権の保護規範のルール作りに強く反対しているブラジルやインドと、他のASEAN諸国のように静かに先進国側の考え方を支持するグループに立場が分かれている⁽¹⁹⁾。この強硬派がウルグアイ・ラウンド交渉の初めから主張してきた「マンディット論」、すなわち知的所有権の保護規範のルール作りは、TRIP交渉グループに与えられた権限の範囲外であるとの主張を最後まで譲らなかつたため、当初あった先進国間の意見の差がほぼ調整されたにもかかわらず、合意できなかつたわけである。

ブラジルなどの主張は、ウルグアイ・ラウンドでのTRIP交渉が、交渉グループに与えられたマンディットから掛け離れているというだけでなく、これまでの交渉が、ウルグアイ・ラウンドの本来の目的からも掛け離れているというものである。すなわち、ブラジルが主張していることは、交渉グループがなすべきことは、経済成長・経済発展のコンテクストでTRIPを議論すべきであるということである。知的所有権の保護と公共の（ウルグアイ・ラウンドのコンテクストでいえば世界大での）利益のバランスをどうとるかという問題である。知的所有権の保護が、技術独占の維持のために利用されなければならないという主張である。知的所有権を過度に保護することによって技術独占が固定化し、それが貿易のあるべき姿を歪め、途上国における技術進歩を遅らせているというのが基本的認識である。

ブラジル、インドといったTRIP交渉に対する強硬派の主張の背景には、知的所有権の保護規範のルールができることによって、先進国と途上国の経済的格差がますます拡大ないし固定化するのではないかという危惧があることは間違いない。特許制度が南北間の所得格差を拡大し、途上国の経済成長を阻害するとまで主張する論者もいるほどである。途上国に登録されている特許のほとんどは先進国のもとであり、そのほとんどは実際の生産に使われておらず、特許という技術独占の結果、先進国から途上国への技術移転が遅れ、直接投資も阻害されているというのが最も強硬な考え方である⁽²⁰⁾。

もちろん先進国はこのような途上国強硬派の意見に反対である。国内での独自の技術開発と国際的技術を獲得することは両立すると先進国は考えており、技術というものは、新技術の開発へのインセンティブが保障された環境のもとでのみ有効に普及し、利用されるというのである⁽²¹⁾。

伝統的な研究開発理論によれば、技術が「準公共財」的性格を持つことから、何らかの介入を行わなくては、私的インセンティブだけでは社会的に見て過小な研究開発活動しか期待できないとされている。したがって、特許とか著作権といった知的所有権を保護することによって、研究開発活動へのインセンティブを与えることが、技術・情報の生産面から見れば、社会的に望ましいことになる。一定の独占的利益が確保されて初めて、技術開発の内容が公開され、世界大での厚生が高まるというわけである⁽²²⁾。

むすびにかえて

最後に知的所有権問題と日本の対応について考えてみたい。

GATTの目的は、一言でいえば自由貿易を守り、それによって世界貿易を発展させ、ひいては世界経済の発展を目指すものである。この目的達成のため、途上国に対しては特別の配慮がなされている。TRIPの議論もこの基本方針にしたがって行われるべきであることはいうまでもない。

現在、交渉は形式的には半ばを過ぎたところである。「国際社会に貢献する日本」というのが対外政策の大きな柱であるとするならば、TRIP交渉についても日本独自の提案を出すべきである。関係各省協議の上の最大公約数、悪く言えば何の新鮮味もない提案など、いくら出してみても何の役にも立ちはしない。思い切った提案は議論を呼び、物事を進歩させる。独自の意見を持たずしては、アメリカと途上国強硬派との間の調整もできないだろう。

日本として先ずしなくてはならないことは、第2節の1で述べた韓国の例に見られるような、アメリカの知的所有権問題に対する帝国主義的ともいえ

る理不尽な二国間の圧力を修正させることである。すなわち、アメリカの製法特許出願は物質特許に切り替えることを認めるとか、新コンピュータ・プログラム保護法の施行前5年間にアメリカ人が創作あるいは公表したコンピュータ・プログラムに対して同様の保護を与える、といった韓国の憲法にも抵触しかねないアメリカ・韓国二国間協定である。これは、通商法301条の威しによって韓国政府がのまされた特例措置であることはいうまでもない。さらに重大な点は、アメリカだけに対する特別優遇措置は無差別・互恵の原則に立つGATTの精神・規定にも反する。このようなアメリカの態度は、容認すべきことではなく、機会あるごとに日本政府は、その不当性を指摘すべきである。

知的所有権のカバーする範囲は広い。工業所有権と著作権に大きく二つに分けられる。工業所有権には、特許権、意匠権、商標権などに加え、半導体集積回路のレイアウトのような新しい分野があり、著作権にも伝統的な著作権以外にコンピュータ・ソフトウェアなども含まれる。技術進歩の速度が速く、知的所有権も新しい分野がどんどん出てくる。それを保護するための「合理的な」国際的基準が確立さるべきことは論をまたない。

ハイテク製品の国際競争力が落ち、巨額の貿易赤字に悩まされるアメリカが、これまでのようにおおらかに他国の知的所有権侵害を見逃しておくことができなくなってしまった以上、産業に関連する分野に限っても、知的所有権の確立・保護が長期的にはすべての国の利益につながることは間違いない。例えば特許制度を考えてみよう。特許は発明を保護する代わりにそれを公開させ、その新しい考え方・技術を人類の共有財産とする。純粋経済理論的にはともかく、企業家の立場からいえば、もし特許の保護が不完全ならば、発明のインセンティブは低下し、優れた発明は公開されなくなるだろう。

ここで重要なことは、技術の「開発者の利益」と「世界大での利益」のバランスをどう取るかという点である。例えば、日本の特許法で規定されている「強制実施許諾制度」に似た制度が国際的にも作ることができれば、特許制度は、先進国の中独占維持の制度であるという途上国の批判も少しは和

らげることができるだろう⁽²³⁾。

途上国は一般に制度の整備が不十分である。それだから先進国でなく途上国だといえるのかもしれない。だからといって、途上国での特許保護が十分でなければ、先進国の企業は途上国に対し、技術移転を渋るだろう。それが途上国の工業化を遅らせるることは疑いない。ウルグアイ・ラウンドで知的所有権が採り上げられる以上、長期的に見て、先進国も途上国も利益を得る保護基準の確立が望まれる。これまで特許料もロイヤリティも払わずにきた途上国に先進国並みの基準をすぐに適用するのは難しいかもしれない。それならば一定の年限を区切って、先進国がODAベースの技術協力で途上国の負担を肩代わりすることも一つのアイディアではなかろうか。

[注] _____

- (1) ウルグアイ・ラウンド交渉が、当初の予定どおり4年で終わるかどうか、依然として疑問である。
- (2) プンタ・デル・エステ宣言については、Finger, J. Michael and Andrezej Olechowski eds., *The Uruguay Round:A Handbook on the Multilateral Trade Negotiations*, Washington, D.C., World Bank, 1987, pp.236-240;『経済と外交』1986年11月号, 31~35ページなどを参照。
- (3) 知的所有権の概念・内容については、経済企画庁総合計画局『知的所有権』大蔵省印刷局, 1987年, 68~75ページ;中山信弘・村上政博・内田盛也『知的所有権』日刊工業新聞社, 1987年, 第4章などを参照。
- (4) コピー商品などの不正商品は、商標権など無体財産権を侵害するものとして、日本では関税定率法によって輸入禁制品であり、税関でも今後これまで以上に厳しく取り締まる方針という(『日本経済新聞』1988年10月5日付け、夕刊)。
- (5) 本節と次節の一部は、小浜裕久「知的所有権問題とアメリカの保護主義」(『世界経済評論』1989年1月号) 36~41ページに大きく依存している。
- (6) アメリカ産業の国際競争力については、松本和幸「米国の国際競争力と産業構造の変動」(『調査〔日本開発銀行〕』第102号, 1987年2月) 参照。
- (7) IMF, *International Financial Statistics Yearbook, 1988*, Washington, D.C., 1988.
- (8) 松本、前掲論文、付表4にアメリカ商務省のハイテク産業の定義が3種類示されている。ここでのハイテク産業の定義は、そのうち貿易分類に基づくもの

- (DOC 2) から、現在となってはハイテク製品とは言えないとも考えられるテレビ、ラジオ、テープレコーダー、録音テープを除いたものである。本章でのハイテク産業には、化学産業の一部(化学化合物、有機合成染料、着色剤、医薬品、精油、化学肥料、プラスチック、殺虫剤)、合成繊維糸、内燃機関、事務用機器(コンピュータを含む)、電気機械の一部(重電機器、画像機器、音響機器、通信機器、半導体、電気計測器、エレクトロン)、航空機および精密機器などが含まれる。なお、アメリカ商務省のハイテク産業の定義(DOC 2)に基づいた分析については、小浜裕久「日米逆転——ハイテク産業『国際競争力』の場合——」(『ECONOMICS TODAY』1989年冬号)参照。
- (9) 本章のデータはアジア経済研究所のAIDXT、貿易統計データ・バンクによっている。AIDXTでは現時点で1962年から86年までの品目別貿易マトリックスが利用できる。
- (10) 『ジェトロ・センサー』1987年11月号、75~76ページ、およびジェトロ『通商弘報』1987年11月28日号、8ページ。
- (11) United States International Trade Commission, *Foreign Protection of Intellectual Property Rights and the Effect on U.S. Industry and Trade (Report to the United States Trade Representative, Investigation No. 332-245, Under Section 332(g) of the Tariff Act of 1930)*, Washington, D.C., United States International Trade Commission, January 1988.
- (12) 蔡勝錫「韓国の知的所有権法の改正」(『ジュリスト』第878号、1987年2月)91~93ページ。
- (13) 『日刊工業新聞』1986年9月2日付け。
- (14) ジェトロ『通商弘報』1987年11月18日号;『日本経済新聞』1987年11月14日付け、12月24日付け(共に夕刊);*Financial Times*, 27 November 1987などによる。コンピュータ・ソフトウエアのコピー販売はブラジルに限ったものではなく、途上国一般に見られる。アジアでは、例えはインドネシアなどでは、極めて安い値段でアメリカ製のソフトの海賊版が手に入る。しかし、ジャカルタでもそれまで、公然と売られていた音楽テープの海賊版が1988年には店頭から姿を消したので、コンピュータ・ソフトの海賊版が規制されるのも時間の問題かもしれない。
- (15) 『日本経済新聞』1988年10月22日付け;*Financial Times*, 28 October 1988などによる。
- (16) Surakiart Sathirathai and Sakda Thanitcul, "International Legal Perspective of Trade Relations between Thailand-Japan: A Reflection for ASEAN-Japan Relations" (A Paper presented at the 5th Phase ASEAN-Japan Dialogue Final Conference, 11-12 February 1989, Bangkok), pp.21-33によっている。

- (17) フリーマントルは、アメリカの一般特恵制度が、世界大での海賊商法に対抗する最も効果的な手段であると述べているが、筆者はそうは思わない。特恵は途上国の経済開発を促進するための政策手段であり、GATTでもその観点から例外措置が認められているのである。知的所有権の保護と特恵の問題は切り離して考えるべき性質のものだと考える。Freemantle, Brian, *The Steal : Counterfeiting and Industrial Espionage*, London, Michael Joseph Ltd., 1986 (新庄哲夫訳『産業スパイ——企業機密とブランド盗用——』新潮社, 1988年, 第11章参照)。
- (18) 天野俊彦「ウルグアイ・ラウンド中間レビューの概況」(『貿易と関税』1989年2月号) 18~24ページ。
- (19) Benko, Robert P., "Intellectual Property Rights and the Uruguay Round," *World Economy*, Vol. 11, No. 1, June 1988, p. 224.
- (20) Vaitosos, Constantine, "Patents Revisited: Their Function in Developing Countries," *Journal of Development Studies*, October 1972, pp. 71-97.
- (21) Benko, *op. cit.*, p. 225.
- (22) Schere, F.M., *Industrial Market Structure and Economic Performance*, 2nd ed., Chicago, Rand McNally, 1980, chap. 16; 宮澤健一『制度と情報の経済学』有斐閣, 1988年, 第5章; 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴村興太郎『産業政策の経済分析』東京大学出版会, 1988年, 第5部などを参照。研究開発活動と民間の私的開発インセンティブとの関係については、伝統的議論と異なり、社会的に見て過大になるという考え方も一方にあり、理論的にも解答が出ているわけではない。
- (23) 経済企画庁総合計画局, 前掲書, 69ページ。